株式会社総合近江牛商社に係る返礼品の取扱いの一時停止について

令和８年 11 月 16 日

１．概要

農林水産省近畿農政局は、株式会社総合近江牛商社（滋賀県守山市）に対し、特定牛肉である牛肉商品について、原料牛肉の原産地を表示すべきところ、これを表示せず、かつ、原料牛肉の原産地が「滋賀県産」ではないにもかかわらず、「原料 近江牛」と事実と異なる表示をし、また、個体識別番号を表示せず、一般消費者に販売したことを確認したことから、令和８年 11 月 13 日付で、食品表示法および牛トレーサビリティ法に基づく指示および勧告を行いました。

これを受け、竜王町では、同社が出品するふるさと納税返礼品の取扱いを一時停止しています。

なお、株式会社総合近江牛商社は、令和７年 12 月 19 日付けで竜王町のふるさと納税返礼品提供事業者として登録されています。

２．竜王町の対応

・ふるさと納税サイトにおいて、同社の全ての返礼品の取扱いを一時停止しました（停止日：令和８年 11 月 13 日）。

・竜王町は今後、同社から詳細な聞き取りを行い、その結果を踏まえてしかるべき対応を行います。

今後、本件に関して新たな情報が確認された場合は、本ページにてお知らせいたします。